3　エネルギー消費効率の測定方法 (1)　［略］ (2)　１－１(3)のエネルギー消費効率は、それぞれ次に定めるところによるものとする。 ①　１－１(3)の第３表の左欄に掲げる区分名がⅠ、Ⅱ又はⅢであるもののエネルギー消費効率は、日本産業規格Ｓ2075（2011）に規定する方法により測定し、同規格附属書Ｂにより算出したモード熱効率とする。 ②　１－１(3)の第３表の左欄に掲げる区分名がⅣであるもののエネルギー消費効率は、日本産業規格Ｓ2112（2019）の９試験方法に規定する温水熱源機部の熱効率試験により測定した熱効率と日本産業規格Ｓ2109（2019）の９試験方法に規定する瞬間湯沸器の定格熱効率試験により測定した熱効率を１対３の比率により加重平均した値とする。	3　エネルギー消費効率の測定方法 (1)　［略］ (2)　１－１(2)のエネルギー消費効率は、それぞれ次に定めるところによるものとする。 ①　１－１(2)の第２表の左欄に掲げる区分名がⅠ、Ⅱ又はⅢであるもののエネルギー消費効率は、日本産業規格Ｓ2075（2011）に規定する方法により測定し、同規格附属書Ｂにより算出したモード熱効率とする。 ②　１－１(2)の第２表の左欄に掲げる区分名がⅣであるもののエネルギー消費効率は、日本産業規格Ｓ2112（2019）の９試験方法に規定する温水熱源機部の熱効率試験により測定した熱効率と日本産業規格Ｓ2109（2019）の９試験方法に規定する瞬間湯沸器の定格熱効率試験により測定した熱効率を１対３の比率により加重平均した値とする。

附　則

１　この告示は令和八年四月一日から施行する。

２　令和九年三月三十一日までの間に製造事業者等が行う第二項に規定する表示事項等の表示については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第四十号

小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第五項及び小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十五年政令第三百八号）第七条の規定に基づき、小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの令和八年度に係る支給率を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの令和八年度に係る支給率は、０．００７１とする。

○経済産業省告示第四十一号

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（令和八年経済産業省令第三十号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法第二十一条の二第一項の規定に基づき革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針（令和三年経済産業省告示第百五十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十一日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
一　革新的技術研究成果活用事業活動の実施方法に関する事項 イ　革新的技術研究成果活用事業活動の定義に関する事項 (1)　（略） (2)　その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なもの 法第二条第十項のその実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なものとは、次の①～④のいずれも満たすものをいうものとする。 ①次のいずれかを満たすものであること (i)　新事業開拓事業者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）若しくは有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体又は株式会社若しくは合同会社であって、新事業開拓事業者に対する資金供給その他の支援又は新事業開拓事業者に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援を行うことにより、新事業開拓事業者に対する投資及び指導を行うことを業とする者から投資を受けているものであること。	一　革新的技術研究成果活用事業活動の実施方法に関する事項 イ　革新的技術研究成果活用事業活動の定義に関する事項 (1)　（略） (2)　その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なもの 法第二条第十項のその実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なものとは、次の①～④のいずれも満たすものをいうものとする。 ①新事業開拓事業者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）若しくは有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体又は株式会社若しくは合同会社であって、新事業開拓事業者に対する資金供給その他の支援又は新事業開拓事業者に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援を行うことにより、新事業開拓事業者に対する投資及び指導を行うことを業とする者から投資を受けているものであること。